



(号外) 独立行政法人国立印刷局

## 目次

## 〔政令〕

- 地方公務員法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令 (二二二)
- 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令 (二二三)
- 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律の施行期日を定める政令 (二二四)
- 権利移転等の促進計画に係る土地についての不動産登記に関する政令の一部を改正する政令 (二二五)
- 港則法施行令の一部を改正する政令 (二二六)
- 総務省組織令の一部を改正する政令 (二二七)
- 年金業務・社会保険庁監視等委員会令 (二二八)
- 農林水産省組織令の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令 (二二九)
- 国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令 (二一四)
- 国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令 (二一五)
- 国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令 (二一六)
- 国家公務員の自己啓発等休業に関する法律の施行期日を定める政令 (二一七)
- 防衛省の職員の自己啓発等休業に関する政令 (二一八)
- 國家公務員の自己啓発等休業に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令 (二一九)
- 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令 (二二〇)
- 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令 (二二一)

- 人事院規則二五一〇 (職員の自己啓発等休業) (同二五一〇)
- 国家公務員の自己啓発等休業に関する法律の施行に伴う関係人事院規則の整備に関する人事院規則 (同一一四八)
- 游艇法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令 (二二七)
- 温泉法施行令の一部を改正する政令 (二二八)
- 船員保険法施行令及び国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令 (二二九)
- 人事院規則九一四〇 (期末手当、勤勉手当及び期末特別手当) の一部を改正する人事院規則 (同九一四〇一二八)
- 人事院規則九一三〇 (特殊勤務手当) の一部を改正する人事院規則 (同九一三〇一六二)
- 人事院規則二一三 (人事院事務総局等の組織) の一部を改正する人事院規則 (同二一三一二九)
- 国際刑事裁判所に関するローマ規程 (六)
- 寒冷地手当支給規則の一部を改正する省令 (総務八三)
- 農林水産省組織規則の一部を改正する省令 (農林水産六三)
- 温泉法施行規則の一部を改正する省令 (環境一七)
- 人事院規則一九一〇 (職員の育児休業等) の一部を改正する人事院規則 (人事院一九一〇一五)

- 国家公務員の育児休業等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令 (二二九)
- 人事院規則九一三〇 (特殊勤務手当) の一部を改正する人事院規則 (同九一三〇一六二)
- 人事院規則二一三 (人事院事務総局等の組織) の一部を改正する人事院規則 (同二一三一二九)
- 国際刑事裁判所に関するローマ規程 (六)
- 寒冷地手当支給規則の一部を改正する省令 (総務八三)
- 農林水産省組織規則の一部を改正する省令 (農林水産六三)
- 温泉法施行規則の一部を改正する省令 (環境一七)
- 人事院規則一九一〇 (職員の育児休業等) の一部を改正する人事院規則 (人事院一九一〇一五)

- 本号で公布された法令のあらまし**

1 日本国金機構法平成一九年法律第一〇九号の施行の日までの間、本省に年金業務・社会保険庁監視等委員会を置くこととした。(附則第一二号(総務省))

2 この政令は、公布の日から施行することとした。

3 この政令は、公布の日から施行することとした。(第四条関係)

4 生産局に新たに生産技術課を設置することとした。(第五三条第一項及び第五六条関係)

5 この政令は、平成一九年八月一日から施行することとした。
- ◇ 農林水産省組織令の一部を改正する政令 (政令第二二四号) (農林水産省)
  - 1 大臣官房環境政策課の名称を「環境バイオマス政策課」に改めることとした。(第一三条第一項及び第三三条関係)
  - 2 消費・安全政策課の所掌事務とすることとした。(第四四条及び第四五条関係)
  - 3 生産局に新たに生産技術課を設置することとした。(第五三条第一項及び第五六条関係)
  - 4 生産局野菜課及び果樹花き課を統合し、新たに園芸課を設置することとした。(第五三条第一項及び第五七条関係)
  - 5 この政令は、平成一九年八月一日から施行することとした。
  - ◇ 国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令 (政令第二一五号) (総務省)
  - 国公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律 (平成一九年法律第四二号) の施行期日は、平成一九年八月一日とすることとした。







- 二 法第十五条第一項の許可を受けた日
- 三 温泉を公共の浴用又は飲用に供する施設の場所及び名称
- 四 合併又は分割の予定日
- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し
- 二 申請者が法第十五条第二項各号に該当しない者であることを誓約する書面
- (温泉の利用の許可を受けた者の相続の承認の申請)
- 三 法第十七条第一項の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。
- 一 申請者の住所及び氏名並びに被相続人との統柄
- 二 被相続人の氏名及び住所
- 三 法第十五条第一項の許可を受けた日
- 四 温泉を公共の浴用又は飲用に供する施設の場所及び名称
- 五 相続開始の日
- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 戸籍謄本
- 二 相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により温泉を公共の浴用又は飲用に供する事業を承継すべき相続人として選定された者においては、その全員の同意書
- 三 申請者が法第十五条第二項各号に該当しない者であることを誓約する書面
- 第四条 第一项 「第九条第一項」 を「第十二条第一項」 に改め、同項第二号中 「第九条第二項」 を「第十二条第二項」 に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。
- 二 前号に掲げるもののほか、申請が法第十二条第二項において準用する法第四条第一項第一号又は第二号に該当するかどうかを審査するために都道府県知事が必要と認める書類
- 第四条を第六条とする。
- 第三条中 「第六条第一項」 を「第八条第一項」 に、「第九条第一項」 を「第十二条第一項」 に改め、同条に次の二号を加える。
- 六 挖削の工事により温泉がわき出した場合は、その地
- 第三条を第五条とし、第二条の次に次の二条を加える。
- (掘削許可等を受けた者の相続の承認の申請)
- 第三条 法第六条第一項(法第十二条第一項において準用する場合を除く。)の規定による承認の申請
- (掘削許可等を受けた者である法人の合併及び分割の承認の申請)
- 第三条 法第六条第一項(法第十二条第一項において準用する場合を除く。)の規定による承認の申請
- 2 温泉成分分析を行う者は、その温泉成分分析に必要な報告を求め、又はその職員には、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。  
一 合併により消滅する法人又は分割前の法人及び合併後存続する法人若しくは合併による設立される法人又は分割により掘削、増掘若しくは動力の装置(以下「掘削等」といふ。)の事業を承継する法人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名
- 二 掘削許可等の別
- 三 挖削許可等を受けた日
- 四 挖削許可等に係る工事に係る土地の所在、地番及び地目
- 五 合併又は分割の予定日
- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し
- 二 申請者が法第四条第一項第二号から第五号までの間に該当しなかった者であることを誓約する書面

(掘削許可等を受けた者の相続の承認の申請)  
第四条 法第七条第一項(法第十二条第一項において準用する場合を除く。)の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

- 一 申請者の住所及び氏名並びに被相続人との統柄
- 二 被相続人の氏名及び住所
- 三 四 挖削許可等を受けた日

- 五 挖削許可等に係る工事に係る土地の所在、地番及び地目
- 六 相続開始の日

- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 戸籍謄本
- 二 相続人が一人以上ある場合において、その全員の同意により掘削等の事業を承継すべき相続人として選定された者においては、その全員の同意書
- 三 申請者が法第四条第一項第二号から第五号までの間に該当しなかった者であることを誓約する書面
- 様式第一号中「(第9条関係)」を「(第13条関係)」に改め、  
様式第一号中「(第13条関係)」を「(第17条関係)」に改め、  
様式第三号を次のものと略す。

様式第三号(第19条関係)

(表)

第 号	温泉法第28条の規定による身分証明書		
職名及び氏名		年 月 日	
都道府県知事		印	

(報告収取及び立入検査)

温 泉 法 技 種

(裏)

第 号		温泉法第28条の規定による身分証明書		
職名及び氏名		年 月 日		
都道府県知事		印		

第28条 都道府県知事は、温泉成分分析の適正な実施を確保するために必要な限度において、温泉成分分析を行う者に対して、その温泉成分分析に関する報告を求め、又はその職員には、その者の事務所若しくは分析施設に立ち入り、温泉成分分析に使用する器具、機械若しくは装置、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第41条 次の各号のいずれかに該当する者は30万円以下の罰金に処する。

一～五 (略)

六 第28条第一項又は第34条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

七 第28条第一項又は第35条第一項若しくは第2項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

備考 この身分証明書の用紙の大きさは、日本工業規格A6とする。

様式第4(第22条関係)  
様式第4(第22条関係)

温泉法第35条の規定による身分証明書		第 号
職名及び氏名	生年月日	年月日発行
都道府県知事	市長	印
区		
(裏)		
温 泉 法 技 種		
(立入検査)		
第35条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、温泉をゆう出させることの目的で行う土地の調査の工事の場所又は温泉の採取の場所又は温泉の利用施設に立ち入り、土地の実態状況、温泉のゆう出量、温度、成分若しくは利用状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問せることができる。		
2 経済産業局長は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、温泉を工業用に利用する施設に立ち入り、温泉をゆう出量、温度、成分若しくは利用状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問せることができる。		
3 第28条第2項及び第3項の規定は、前2項の規定による立入検査について準用する。		
(政令で定める市長による事務の処理)		
第33条 第34条第1項(第31条第2項の規定による処分に係る部分に限る)、第34条第1項(温泉をゆう出させる目的で土地を調査する者に対する報告の徴収に係る部分を除く。)又は前条第1項(温泉をゆう出させる目的で行う土地の調査の工事の場所への立入検査に係る部分を除く。)の規定により都道府県知事の権限に属する事務の一部は、政令で定める市(次項において「保健所を設置する市」といふ。)又は特別区の長が行うこととすることができる。		
2 (略)		
第41条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。		
一～六 (略)		
七 第28条第1項又は第35条第1項若しくは第2項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者		
備考 この身分証明書の用紙の大きさは、日本工業規格A6とする。		
(施行期日)		
第一条 この省令は、温泉法の一部を改正する法律(以下「改正法」といふ。)の施行の日(平成十九年十月十日)から施行する。		
(登録分析機関の温泉成分分析と同等以上の信頼性を有する分析及び検査)		
第一条 改正法附則第二条第一項の環境省令で定める温泉の成分についての分析及び検査は、温泉法施行規則の一部を改正する省令(平成十四年環境省令第六号)による改正前の温泉法施行規則第五条第二項に規定する環境大臣の定める者の行つた温泉の成分の分析検査とする。		
(身分証明書に関する経過措置)		
第三条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による証明書は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式により調製した用紙は、この省令の施行においても当分の間、これを取り繕つて使用することができる。		

(表)

## 規 則

人事院は、国家公務員の育児休業等に関する法律及び一般職の職員の給与に関する法律に基いても、人事院規則一九一〇(職員の育児休業等)の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。  
平成十九年七月十日  
人事院規則一九一〇  
人事院規則一九一〇(職員の育児休業等)の一部を改正する人事院規則  
題名の次に次の目次及び章名を付する。

## 目次

## 第一章 総則(第一条・第二条)

## 第二章 育児休業(第三条・第十六条)

## 第三章 育児短時間勤務(第十七条・第十七条)

## 第四章 育児時間(第二十八条・第二十九条)

## 第五章 雑則(第三十一条)

## 附則

## 第一章 総則

## 第二章 育児休業

## 第三章 育児短時間勤務

## 第四章 育児時間

## 第五章 雑則

## 第六章 附則

## 第七章 育児休業

## 第八章 育児短時間勤務

## 第九章 育児時間

## 第十章 雑則

## 第十一章 附則

## 第十二章 附則

## 第十三章 附則

## 第十四章 附則

## 第十五章 附則

## 第十六章 附則

## 第十七章 附則

## 第十八章 附則

## 第十九章 附則

## 第二十章 附則

## 第二十一章 附則

## 第二十二章 附則

## 第二十三章 附則

## 第二十四章 附則

## 第二十五章 附則

## 第二十六章 附則

## 第二十七章 附則

## 第二十八章 附則

## 第二十九章 附則

## 第三十章 附則

## 第三十一章 附則

## 第三十二章 附則

## 第三十三章 附則

## 第三十四章 附則

## 第三十五章 附則

第十条の見出し中「子」を「育児休業に係る子」に改める。

第十一条の見出しを「育児休業をしている職員の職務復帰」に改める。

第十二条中「第十二条の三にゆみて」を「以て」に改める。

「」の省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による証明書は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式により調製した用紙は、この省令の施行においても当分の間、これを取り繕つて使用することができる。